

区分	その他
----	-----

案件概要

資料1

共通	
件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025に係る傷害保険
契約主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
調達方式	希望制指名競争入札
内 容	
<p>○概要 第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の開催期間中及び開催期間前後における大会準備・運営に起因して発生した傷害に備え、デフリンピック準備運営本部が民間保険に加入する。 なお、当初、傷害保険については、賠償責任保険及び動産総合保険と一括で契約予定としていたが、入札の結果不調となったため、各保険ごとに分割して契約手続きを行うこととし、傷害保険のみ、契約・調達管理会議の付議要件に該当するため付議を行う。</p>	
<p>○契約期間 契約確定の日の翌日から令和8年3月31日まで</p>	
<p>○保険期間 令和7年11月9日から令和7年11月28日までのうち従事等する日</p>	
<p>○主な業務内容 ①国内従事者の傷害 ②海外従事者の傷害 ③一般来場者の傷害</p>	
調達方式が競争入札以外の場合の理由	
契約締結前付議理由	
付議基準	
入札・契約手続き等確認結果	
所管部署	東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部大会統括部運営統括グループ

契約・調達案件 個別確認表（契約手続実施前）

案件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025に係る傷害保険
調達方式	希望制指名競争入札

確認の視点	確認内容	備考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること	●本案件は、大会運営組織での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	●本案件は、第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025に係る傷害保険に係る事業であり、発注組織の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●デフリンピック規約等において、運営・準備等に必要項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。	
事業執行にあたり、仕様書の内容が適切なものであること	●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が項目ごとに明確にされていることを確認した。	
予算執行が適正なものであること	●東京2025デフリンピックの準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
予定価格が妥当なものであること	●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	
公費の対象として適切なものであること	●大会を通じて東京の価値を高める経費であることを確認した。	
調達方式の精査・確認		
調達方式が妥当なものであること	●入札参加希望者を公募したうえで、公表している指名基準に基づき指名し、入札の方法により競争させ、最も有利な価格を提示した者と契約を締結する方式が妥当であることを確認した。	

区分	その他
----	-----

案件概要

資料2

共通	
件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 広報運営業務委託
契約主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
調達方式	希望制指名競争入札
内 容	
<p>1. 概要 マスメディアを通じて第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025の記録等を国内外に向けて広く発信するとともに、デフリンピックやデフスポーツへの理解のすそ野を広げ、障害のあるなしに関わらず、共にスポーツを楽しみ、互いの違いを認め、尊重しあう共生社会づくりに貢献していくことを目的とする。</p> <p>2. 契約期間 契約確定の日の翌日から令和7年12月26日まで</p> <p>3. 主な委託内容 (1) 大会前の準備 実施計画の作成、スタッフ用の運営マニュアルの作成等 (2) 大会時運営 全体統括、メディアセンター運営及び各競技会場（21会場）の運営 (3) 手話通訳の対応 手話通訳者（現地派遣）及び遠隔手話通訳 (4) 問合せ対応 問合せ対応及び遺失物の管理等 (5) SNS対応 広報発信（日本語・英語）及びYouTube連携等</p>	
調達方式が競争入札以外の場合の理由	
契約締結前付議理由	
付議基準	入札結果が「低入札」
入札・契約手続き等確認結果	
開札日時：令和7年9月2日16時 応札業者：7者 事業団において、落札者へのヒアリング（仕様内容を確実に履行することができるかなど）や公表資料（落札者のホームページなど）から、受注状況や財務状況、実施体制などの確認を行っており、落札者が履行能力として問題のない業者であることを確認している。	
所管部署	東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部総務部広報グループ

入札経過調書

番号	7ス文事デ契第29号		
開札日時	令和7年9月2日 16時		
開札場所	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部		
	東京都江東区青海2-4-24 青海フロンティアビル14階		
件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 広報運営業務委託		
落札者	株式会社コンベンションリンケージ	落札金額	¥52,800,000
		(うち消費税及び地方消費税)	¥4,800,000
入札者名	第1回入札金額	第2回入札金額	第3回入札金額
株式会社コンベンションリンケージ	¥48,000,000		
T S P太陽株式会社	¥69,750,000		
株式会社マインドシェア	¥89,634,709		
株式会社読売広告社	¥119,401,500		
日本コンベンションサービス株式会社	¥120,676,556		
株式会社テー・オー・ダブリュー	¥124,890,000		
株式会社J T B	¥127,192,766		
株式会社広済堂ネクスト	辞退		
株式会社スケール	辞退		
株式会社ユース・プランニングセンター	辞退		
※入札金額は消費税を含まない。			
備考			

契約・調達案件 個別確認表（契約締結前）

案件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 広報運営業務委託
調達方式	希望制指名競争入札

確認の視点	確認内容	備考
落札価格及び契約締結の適正性		
指名業者数が適切であること	<ul style="list-style-type: none"> ●大会運営組織の指名業者選定基準等に基づき、契約区分及び予定価格に応じた適切な数の業者を指名していることを確認した。 	
業者選定理由が適切であること	<ul style="list-style-type: none"> ●東京都の「指名停止等一覧」などに基づき、不適格事業者でないことを確認した。 ●履行実績等を踏まえ、業者を選定した理由が適切なものであることを確認した。 ●業者の選定にあたり、利益相反の立場にある者が意思決定過程に関与していないことを確認した。 	
落札価格が予定価格を超過していないこと	<ul style="list-style-type: none"> ●落札価格が予定価格を超過していないことを確認した。 	
契約手続きの適正性		
低入札であるが、入札手続き等が適正であること	<ul style="list-style-type: none"> ●調達方式が妥当な方法であることを確認した。 ●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。 ●落札者へのヒアリングや公表資料から、落札者が履行能力に問題がない業者であること、仕様内容が落札者に正確に伝わっていることを確認した。 	

案件概要

資料3

実施前（募集概要）	
件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛について
収入主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
内 容	
<p>東京2025デフリンピックの協賛制度について、以下のとおり付議する。</p> <p>1 協賛カテゴリ</p> <p>(1) 東京2025デフリンピック・トータルサポートメンバー大会の準備・運営の全体をサポートすることを目的として、事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業 以下4区分を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1億円（相当）以上 ・ 5,000万円（相当）以上 ・ 1,000万円（相当）以上 ・ 100万円（相当）以上 <p>(2) 東京2025デフリンピック・ゲームズサポートメンバー大会の準備・運営のうち、特定の競技をサポートすることを目的として、事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業 以下4区分を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 300万円（相当）以上 ・ 100万円（相当）以上 ・ 50万円（相当）以上 ・ 50万円（相当）未満 <p>(3) 東京2025デフリンピック・みるTechサポートメンバー大会の準備・運営のうち、デフリンピックスクエアにて開催される先端技術の開発や社会課題の解決に取り組むスタートアップなどの多様な技術を体験できる展示・PRゾーンに出展することを目的として、事業団に対し協賛金の提供を行う協賛企業 以下1区分を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1万円以上 <p>2 募集期間 要綱施行日から令和7年9月30日まで</p>	
<p>3 協賛企業が使用可能な呼称及びエンブレムの使用並びに協賛企業の広告掲出等 呼称・エンブレム使用 氏名・企業ロゴ掲載 等</p> <p>4 受入条件等 以下の条件に該当しないかを判断</p> <p>(1) 特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められるもの</p> <p>(2) 暴力団又は暴力団員等であること</p> <p>(3) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること</p> <p>(4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること</p> <p>(5) デフリンピックの信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあること</p>	
申込後締結前	
対象期間	令和7年8月14日から同月27日まで申込分
協賛申込内容確認結果等	
<p>申込者について、「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 協賛要綱」第5条第1項各号の条件を満たし、受入れが適当な企業等であることを確認した。</p>	
所管部署	東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部総務部連携推進グループ

協賛契約についてデフリンピック準備運営本部が審査した事項

契約・調達管理会議に先立ち、デフリンピック準備運営本部で以下の事項について審査し、当該契約候補者と契約することを了承

審査事項	審査した内容	審査日	審査（確認）者
協賛受入の条件	<p>当該協賛契約候補者による協賛申込について以下の点を審査し、受入が適当であることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■協賛の内容が、東京2025デフリンピックの開催趣旨に沿ったものであること。 ■東京2025デフリンピックの準備・運営に資するものであること。 ■協賛受入れの対象となる企業等が次のいずれにも該当しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められるもの。 (2) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）であること。 (3) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること。 (4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること。 (5) デフリンピックの信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあること。 	R 7 / 9 / 2 財務契約検討会	財務契約検討会 （委員長） 総務部 板倉シニアマネージャー （委員） 総務部総務・人事グループ 小田マネージャー 総務部財務グループ 生駒マネージャー 大会統括部運営統括グループ 樋渡マネージャー

収入案件 個別確認表（契約締結前）

案件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛について
本個別確認表の対象案件	令和7年8月14日から同月27日まで申込分

確認の視点	確認内容	備考
申込内容の精査・確認		
申込者が適格者であること	<ul style="list-style-type: none"> ● 申込者が、要綱等に定める不適格者に該当しないことを確認した。 	
デフリンピックの趣旨に賛同した申込であること	<ul style="list-style-type: none"> ● デフリンピックの趣旨に賛同し、申し込みがされたことを確認した。 	
申込内容が要綱等に反するものでないこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 協賛の内容が公費軽減の効果を与えるものと認められることを確認した。 ● その他、要綱等の規定に反しないことを確認した。 	